

## ○暴力団対策に関する有識者懇話会設置要領の制定について

(平成27年9月17日)  
例規甲(組対指)第32号

この度、山梨県内における暴力団情勢に鑑み、暴力団対策に関する有識者懇話会を設置するため、暴力団対策に関する有識者懇話会設置要領を別添のとおり制定し、平成27年10月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

### 別添

#### 暴力団対策に関する有識者懇話会設置要領

##### 第1 目的

山梨県内における暴力団情勢に鑑み、暴力団排除の推進方策、山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号。以下「条例」という。）の改正等について、有識者等の県民から幅広く意見を求めるため、暴力団対策に関する有識者懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

##### 第2 所掌事務

懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 暴力団排除の推進方策に関すること。
- (2) 条例の改正に関すること。
- (3) その他暴力団対策に関し必要な事項

##### 第3 構成等

- 1 懇話会は、10人以内の委員で構成する。
- 2 懇話会に会長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

##### 第4 会議

- 1 会議は、警察本部長が招集する。
- 2 会議は、会長が議長となる。
- 3 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

##### 第5 庶務

懇話会の庶務は、刑事部組織犯罪対策課において行う。

##### 第6 その他

この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別に定める。